

目 次

- 長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について 1
- 平成 20 年度変更事業計画及び予算について..... 2
- 平成 21 年度事業計画及び予算について 3
- 平成 21 年度における任意継続掛金の標準となる額の算定の基礎となる
平均給料額について..... 3

公告第 2 号

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款の一部を下記のとおり変更することについては、平成 21 年 3 月 4 日招集の第 137 回組合会において議決されたので公告する。

平成 21 年 3 月 4 日

長野県市町村職員共済組合

理事長 中 沢 一

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款（昭和 37 年公告第 2 号）の一部を次のように変更する。

第 32 条第 2 号中「。以下「公益的法人等派遣法」という。」を削る。

第 34 条中「第 53 条第 1 号」を「第 53 条第 1 項第 1 号」に、「同条」を「同項」に改める。

第 40 条（一）の表中「1,000 分の 4.8125」を「1,000 分の 5.0625」に、「1,000 分の 1.7」を「1,000 分の 1.69375」に改め、同条（二）の表中「1,000 分の 3.85」を「1,000 分の 4.05」に、「1,000 分の 1.36」を「1,000 分の 1.355」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 組合は、毎事業年度、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 160 条第 14 項に規定する特定保険料率に相当する財源率を定めるものとする。この場合において、組合は、当該定めた財源率について、理事長が定める方法により組合員に周知するものとする。

第 40 条の 2 中「1,000 分の 9.625」を「1,000 分の 10.125」に改める。

第 41 条の 2 中「平成 20 年度」を「平成 21 年度」に、「1,565 円」を「1,770 円」に改める。

附則第 2 項の表中「1,000 分の 3.85」を「1,000 分の 4.05」に、「1,000 分の 1.36」を「1,000 分の 1.355」に改める。

附 則

1 この変更は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 変更後の第 40 条、第 40 条の 2 及び附則第 2 項の規定は、平成 21 年 4 月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

公告第 3 号

平成 20 年度変更事業計画及び予算について

長野県市町村職員共済組合の平成 20 年度変更事業計画及び予算については、平成 21 年 3 月 4 日招集の第 137 回組合会において議決されたので公告する。

平成 21 年 3 月 4 日

長野県市町村職員共済組合

理事長 中 沢 一

公告第 4 号

平成 21 年度事業計画及び予算について

長野県市町村職員共済組合の平成 21 年度事業計画及び予算については、平成 21 年 3 月 4 日招集の第 137 回組合会において議決されたので公告する。

平成 21 年 3 月 4 日

長野県市町村職員共済組合
理事長 中 沢 一

公告第 5 号

平成 21 年度における任意継続掛金の標準となる額の
算定の基礎となる平均給料額について

長野県市町村職員共済組合の平成 21 年度における地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）第 48 条第 3 項第 2 号の規定による額は、326,000 円である。

平成 21 年 3 月 4 日

長野県市町村職員共済組合
理事長 中 沢 一